

岩手県市町村総合事務組合規程第1号（令和8年4月30日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>21,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>20,000円</u></p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>26,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>33,000円</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 39,000円</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額<u>8,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程若しくは<u>専攻科</u>に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 39,000円</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額<u>13,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（以下「新規程」という。）第10条第2項第2号、第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 新規程第11条第2項の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。